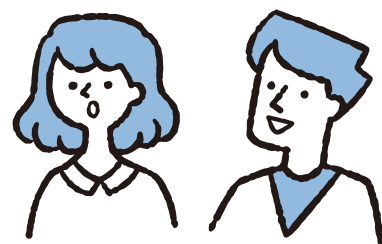


山口県奨学金返還支援制度 創設奨励金



奨学金返還支援制度 創設奨励金とは



奨学金返還支援制度を新たに創設した事業者に対し、「山口県奨学金返還支援制度創設奨励金」を支給することにより、県内中小企業等の人材確保、若者の定着促進を図ることを目的としています。

支給金額

60万円

申請受付期間

令和7年

5月19日(月)～

令和8年

2月27日(金)

必着

※予算額に達した場合、期間内でも申請受付を締め切ります。

申請方法

郵送又はオンラインで申請してください。

問い合わせ先・申請書の提出先

山口県奨学金返還支援制度創設奨励金事務局

〒755-0151 宇部市西岐波区宇部臨空頭脳パーク11番



0836-38-7211

お問い合わせ等の
受付は
平日 9:00～17:00



info@yamaguchi-syougakuhenkan.jp

<https://yamaguchi-syougakuhenkan.jp>

山口県奨学金返還支援制度創設奨励金



対象者

次の(1)から(5)の全てを満たす事業者が、本事業の対象者です。

- (1) 山口県内に本社を有し、下記の中小企業等の定義に該当すること、または、山口県が実施する「やまぐち“とも×いく”応援企業登録制度」に登録していること、若しくは「誰もが活躍できるやまぐちの企業」の認定を受けていること。
- (2) 奨学金返還支援制度を令和6年4月1日以降に新たに創設し、支給決定日より5年以上継続して実施すること
(奨学金返還支援制度を就業規則に定め、令和6年4月1日以降に施行したこと、又は施行するもの)。
奨励金の支給対象となる奨学金返還支援制度の創設については、下記の条件を満たすこと。
【支援額】下記の①又は②いずれかの支援額とすること。
 - ① 毎月の本人返済額の全部又は一部(返済額の2分の1以上を支援するものに限る。)
※ただし、いずれの場合も、上限額を設けるときは8千円以上とすること。
 - ② 毎月定額8千円以上
※ただし、本人の返済額が支援定額を下回る場合は、返済額を支援額として差し支えないものとする。**【支援期間】3年以上**
- (3) 「やまぐちジョブナビ」に登録し、奨学金返還支援制度を導入していることを明示した求人情報を掲載していること。
※「やまぐちジョブナビ」に登録だけでなく、求人情報の公開が必要となります。
- (4) 山口県ホームページ等で事業者名、所在地及び奨学金返還支援制度の内容等を公表することに同意すること。
- (5) 次のイからチまでのいずれにも該当しない者であること。
 - イ…宗教上の組織若しくは団体又は政党その他の政治団体(これらの者が法人でない場合は、その代表者又は管理人)
 - ロ…奨励金の支給を申請する日の前日を起算日とする過去1年間において、労働基準法その他の関係法令に違反したことがある者
 - ハ…暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団又はその統制下の団体
 - ニ…従業員等に暴力団員又は暴力団密接関係者がある者
 - ホ…県税を滞納している者
 - ヘ…法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
 - ト…公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者
 - チ…風俗営業等の規制及び業務の適正化法に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業に係る「接待業務受託営業」を行う事業者である者

詳細は募集要領
(事務局ホームページ掲載)で
ご確認ください。



※中小企業等の定義

業種分類	資本金・従業員の規模
①製造業、建設業及び運輸業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が300人以下の法人及び個人
②卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が100人以下の法人及び個人
③サービス業(ソフトウェア業、情報処理サービス業及び旅館業を除く)	資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が100人以下の法人及び個人
④小売業	資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が50人以下の法人及び個人
⑤ゴム製品製造業(自動車及び航空機用のタイヤ及びチューブの製造業並びに工場用ベルトの製造業を除く)	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が900人以下の法人及び個人
⑥ソフトウェア業及び情報処理サービス業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が300人以下の法人及び個人
⑦旅館業	資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が200人以下の法人及び個人
⑧その他の業種	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が300人以下の法人及び個人
⑨医療法人、社会福祉法人、学校法人、農事組合法人、農業法人	常時使用する従業員の数300人以下の者
⑩中小企業支援法第2条第1項第4号に規定される中小企業団体	業種分類①から⑧までの区分に応じ、①から⑧までの従業員の規模以下の者
⑪特別の法律によって設立された組合及びその連合会	
⑫財団法人及び社団法人	
⑬特定非営利活動法人	

必要書類

- 支給申請書(第1号様式)
- 宣誓・同意書(第1号様式の2)
- 労働基準監督署長へ提出した就業規則・変更届等の写し
※労働基準監督署長へ届出する際返却される、受付印を押印された書類、又は、電子申請をした際受け取れる受付印が付いた控え
※規程を制定される場合は、就業規則と規程の両方の提出が必要
※就業規則内または規程の附則に「施行日」を明記
※就業規則等を変更された場合は「届出書」と「新旧対照表」も添付
- 「やまぐちジョブナビ」に掲載された求人情報の写し
(求人データ内の「諸手当・福利厚生・その他」のいずれかの枠に「奨学金返還支援制度あり」と明記する)
※「やまぐちジョブナビ」のホームページに登録した企業求人情報画面のスクリーンショット等「奨学金返還支援制度あり」の記載が確認できるものの写し
- 振込先口座を確認できる書類
※振込先銀行、振込先支店、口座番号、振込先名義(フリガナ)がわかるもの
※当座番号・ネット銀行の場合は、当座勘定照合表や残高証明書、若しくは、口座内容が確認できる写しを提出してください。